

新潟工業短期大学学位規程

制 定 平成18年3月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び新潟工業短期大学学則（以下「学則」という。）第36条第2項の規定に基づき、新潟工業短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位及び付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士（工学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学学則第35条第1項規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、教授会の議を経て、卒業を認定した者に対して、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは「新潟工業短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て該当学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、様式1のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。